

第三十回 参議院商工委員会會議録第八号

昭和三十三年十一月四日(火曜日)午後一時三十七分開会

通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長

事務局側
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

説明員
通商産業省 樋詰 誠明君
石炭局長

委員の異動
十一月一日委員後藤義隆君、斎藤昇君及び江藤智君辞任につき、その補欠として大谷賢雄君、西田隆男君及び小澤久太郎君を議長において指名した。
本日委員大谷賢雄君及び天田勝正君辞任につき、その補欠として三浦義男君及び阿貝根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
阿部 竹松君
大竹平八郎君

委員

古池 信三君
小西 英雄君
高橋進太郎君
堀本 宜實君
三浦 義男君
阿貝根 登君
海野 三朗君
島 清君
相馬 助治君
椿 繁夫君
加藤 正人君

國務大臣 高橋達之助君
通商産業大臣
政府委員 通商産業省 福井 政明君
鉱山局長

第九部 商工委員会會議録第八号 昭和三十三年十一月四日【参議院】

本日の會議に付した案件

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済の自立と発展に關する調査の件(石炭に關する件)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

十一月一日、後藤義隆君が辞任し、その補欠として大谷賢雄君が、斎藤昇君が、江藤智君が辞任し、その補欠として小澤久太郎君が、また本日大谷賢雄君が辞任し、その補欠として三浦義男君がそれぞれ選任せられました。

○委員長(田畑金光君) それではこれより鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

の旨の意で、大臣に一、二点お聞きをいたします。

御承知の通り現在の石炭の不況状況は貯炭がすでに一千万トンを超えているというふうなことで、これは顕著な事実であります。しかも本年に入つて六十有るの山が閉鎖をして、それから整理人員も一万余にもなつて、さらには賃金が支払いのおくれているものも、これまた一億万円を突破しているというふうなことで、その不況の状況というものは大体わかるのであります。しかし一部におきまして、こ

ういふ議論もあるわけでありまして、石炭の不況は何もあえて今日だけではない、最近の例をとつてみましても、二十九年の不況時においては整理人員が四万五千にも達した。また貸金支払いの停止をされたものが七億円を突破した。こ

ういふ事実を見ると、必ずしもそう深刻ではない、こ

ういふことが一部に言われておるのであります。これに對する一つ、大臣の御見解を知りたいと思つてお

○國務大臣(高橋達之助君) 整理人員がどうか、貸金の支払いがどうかというところであります。これは量の問題よりも實際からい

程度お願ひする、あるいは金融をつけます場合に相当金融の力もある、そういうことがありますから、貯炭の量はふえてお

な方針をとるとかいうことにはいたしません、それを順次減していく方向で進みたいと、こ

○大竹平八郎君 それから通産省の見方といたしましては、現在行なつてお

○國務大臣(高橋達之助君) 私は石炭の長期計画がある以上は、これに沿つて進んでいくべきだと、こ

の、石炭の消費が減退した結果、非常

な貯炭をした次第であります。当年はこれに對する調整を加えるため、輸入する原料につきまして、相当力の強い道を講ずべきだと思ひますが、さういふ意味におきまして、石炭はる程度、かりに不況が続くとしても、これを本年も実施して予定の計画通りに近い数字に持つていきたい、こ

○大竹平八郎君 経済企画庁あたりが、本年の下期から大体工業生産が七割ぐら

○國務大臣(高橋達之助君) 大体私は今より三百万トンばかり減りました、七百万トン程度に持つていきたいと思つてお

○大竹平八郎君 いま一点お尋ねいたしたいのであります。大体この正常な貯炭というものは、これは大臣でな

ますが、正常な貯炭というものは、これはいろいろ時期的——時期的とい

○國務大臣(高橋達之助君) 大体三月末に、六百五十万トン程度が正常だといふふうに数字を考へております。

○大竹平八郎君 その今の正常貯炭の三月末といふのは来年の三月ですね。

○國務大臣(高橋達之助君) そりです。

○相馬助治君 議題になつてゐる法案の鉱山保安法の一部を改正する法律案について、衆議院が保安法の根本的再検討を行ふようにという付帯決議を付けて、この法案が成立してあります。が、ここで大臣にお尋ねしたいことは、近い将来において、根本的再検討の用意があるかどうか、この点承りたいと思つてゐます。本来ならば、具体的に衆議院がさしてゐるのは、監督員の制度を、現在の保安管理者をきめる場合に、従業員の意思が反映してゐないといふところから、制度上従業員の意思が十分反映せしめるようにせよといふことを内容としてゐるやうに伺つて、その局長の具体的なことを念を押して、大臣としては、この問題を通産行政の最高責任者として将来根本的再検討をする意思があるとかないとかといふ答弁を求めるのが順序なんです。大臣の出席の時間がきつめて限られてゐるので、ややこしが前後しますが、この際、衆議院の付帯決議に対して、どのような答弁をなされ、しかも将来どのようにお考へになつておるか、これは鉱山夫の人命に関する問題でもありまゝから、この際、大臣から明快な御所見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 第一の御質問の鉱業法の改正の問題であります。が、抜本的にこれはやりたいと思ひます。実は御承知のこの法案は、明治の三十八年に制定されましたが、多少は変更いたしてありますが、根本的に考へ直さなければならぬ点は、当時鉱業法が制定されたときには、日本の鉱業をできるだけ早く開発せなければならぬといふので、先願をもつて許可するといふふうな方針をとつたわけでありまして、今日の情勢から見まして、果してそれでいいかどうか、出願者の資格といふものもよほど考慮しなければならぬといふふうな点と、もう一つは、鉱業権といふものは、これは國家が持つてゐるものでありまして、これをある特定の人がある時期に大きな綱を張つてしまつた、それがためにあぐらをかいて捨てて置かれたといふことは、はなはだ國家としては迷惑なことでありまして、そういう点につきましても考へなければならぬ。さらに近ごろ問題になつております工業と鉱業——インダストリアルとマイニング——この間の接合がだんだんひどくなつて参りまして、鉱業の災害といふふうな面から考へまして、その間にどういふふうな調整をしなければならぬかといふことが緊急の問題になつて参りましたから、あれやこれやの点を考へまして、現在の鉱業法を抜本的に検討しようといふので、現に急速に通産省をいたしました。その改正審議会を作りまして、それを本年度中に発足して審議に入りたいといふことでありまして、できるだけ各方面の意見を徴したいといふ方針でいるわけでありまして、できるだけ早い機会にこの鉱業法を抜本的に改正したいと存する次第であります。

それから第二の鉱山保安法につきまして、実際の保安のやり方が悪い結果、一番の被害をこうむるのは従業員であります。その人が被害をこうむる。従業員の発言がよほど十分保安監督の上及びしていかなければならぬ、こういうことを私は一番痛感する一員でございますが、今日の情勢をいたしましては、御承知の、石炭鉱業で一千人以上使つておられますところには保安監督員を置くことになつております。が、これは一千人以下でも何でも、この石炭鉱業には別に保安委員会といふものを置かしまして、それには半分の数が従業員、半分が経営者といふことで、保安委員会におきましては従業員が半数の発言権を持つておる、こういうことになつておりますが、先般來問題となつておりますことは、保安監督員の中に従業員から入れると、こういう意見があつたのであります。これはまだ今日の状態とすれば少し早いのではないだろうか。それよりも保安委員会を十分活用すること、今日まで中央及び地方にありました保安協議会、これが十分活用されていなかつたやうな気分がいたすものでありますから、これを十分活用していけばよからうと、こういうふうな考へで進みたいと思つております。

○委員長(田畑金光君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日田田勝正君が辞任し、その補欠として阿具根登君が選任されました。

○島清君 今従業員の中から保安員を任命したらいのではないかと。いつたよりの相馬君の希望的な質問に対して、早いのではないかと大臣の御答弁でございましたが、本質的にはやはりそうすべきであるといふふうな考へで、時期的に早いといふことなどは、本質的にはそうすべきであるが、時期的に早いのだといふふうな印象を受けた。もつともそりあるべきだと思つておられます。私たちは時期が早いとは考へておりませんが、本質的にはそうした方がよろしいと思つておる。本質的にはそうすべきであるといふふうな御答弁であるといふふうに了解してよろしいかと。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在、通産省といつたしましては、鉱業権の所有者といふものが全体の責任を持つべきものだ、これに全体の責任を持たしおるわけですね。鉱業権の所有者が、千人以上使つておるところに保安監督員を置くといふ場合には、これは鉱業権の所有者が自発的に従業員を入れるといふことになりまして、これはもちろんわれわれはこれを阻止するわけではございませんが、今鉱業権者に対して、これを入れるといふことは時期尚早である、こう思つておりますが、そんなに私どもは差し迫つていないと思ひます。むしろ中小炭鉱の方に非常に大きな問題があるから、この方は別に保安監督員といふものはないわけでございますが、そこにはやはり保安委員会といふものがありまして、そこにはどうしても半数の従業員がこれにタッチして、そうして保安の問題については協議すると、こういうことになつておりますから、これで私は十分で、私は今のところそり思つておりません。しかしながら将来におきまして、どうしても大炭鉱においても大きな保安の問題が起きるとか、いろいろなことが起りますれば、それはあらためて考へる必要はありますが、現在のところはこの鉱業権者に全体の責任を持たしておられます関係上、その自発的の行動によつてわれわれは監督していきたい、こう存じておるわけでありま

○島清君 先ほどの大竹委員の質問に關連してですが、直接の法案審議とは少し關係が薄いかと思ひますけれども、貯炭などの問題と關連するわけですが、通産省は一時、かままで石炭がまを重油がまに改造させて重油の奨励をされたんですね。それで石炭が計画をオーパーするやうな増産になりまして、それからまたあわせて石炭を利用するやうにすることを、まあ通産省でエネルギー対策がちよつと混乱状態なんですね。それでさらにそりいつたやうな混乱状態に乗じて、石油を扱います業者の方からは、やはり重油の方に移向すべきである。重油をもつと活用すべきである、こういう意見もあるわけなんです。ところが先日相馬委員のたしか御質問だと思ひますが、その御質問に対して、石炭を使わせるのだ、こういうやうな御答弁のようでしたが、その石炭を使わせるのだといふやうな御方針の具体的な裏づけといつたしましては、たとへばかまを石炭がまに変えさせるとかあるいはまた重油の中に粉炭を燃やせるとか、具体的にどうやって業界を指導していかれるおつもりでございませうか。

○國務大臣(高橋達之助君) 従前エネルギー対策に対する政府の方針が確立してなかつたといふことは事実でござ

います。電力が余ったときにはなるべく電力を使い、電力が足りなくなると今度は石炭にしろ、石炭が足りなくなるとまた油にしろ、こういうふうなことがあつたことも事実でございます。

これはどうも本質的によくないといふので、エネルギーの長期対策を講じた結果、どうしてもさしあたり日本といいたしすれば石炭というものがあつてそれは必ずしも外貨じゃなくてもまかなえるものであるから、このものについて急によいふやすことも減らすこともできないから、長期の採炭計画を立てる。そうしてエネルギー対策を講じていく、これに對しても急速にたくさんのエネルギーを要した場合には、そのときには油をもつて加減する、また予定以上に石炭の消費が減退した場合、油の輸入をとめるとかいろいろなこと調節しようじゃないか、そういうことはつまりいわゆる炭主油従というふうな名前と呼ばれたのでありますが、必ずしも炭主油従というわけでもございませぬけれども、日本の石炭という名の鉱業をある一定の基準で逐次ふやしていこうじゃないか、それに合ふように油を加減する、こういうのが現在政府がとつておる方針でございますが、具体的にどうするかと、こゝにいえば、今のところそのまゝ野放しにいたしますという、御承知の、現在の油は運賃が非常に安く、なつた結果でもございませぬが、予想外に安くなつてゐる。安い間は、業者といいたしすれば、できるだけ油を使いたいといふ考えに傾くことは当然だと思つておられます、今日もう石炭をやめて油にするというふうな議論も相当多いようでありませぬが、しかし、こ

れは一時的の現象である。従いまして同じ大量消費いたしますところの電力の発電所にいたしまして、油とそれから石炭と併用するというにいたしまして、そのうち何%を石炭に使え、何%を油に使えというように併用の式を今とつておるわけでありませぬ。小さな製造業者につきましては、そういう併用の困難な点もあるかと思ひますが、そういうところでは、まだできるだけ政府の方におきましては、石炭の生産地に近いところにおいては、できるだけ石炭を使うというふうなことも考え、指導していく方針でございます。

○相馬助治君 関連して。その問題についてです、私この前大臣にお尋ねしたときは、基本的な国の政策としての考え方だけを伺ひしたので、具体的なことについては私もお尋ねしていかつたのですが、今、島委員がきわめて具体的に對して大臣のお答えは、一応熱心に御答弁になつておりますが、こゝういふ点に觸れていないと思ひます、この点についてどういふふうにお考えですか、きわめて具体的なことですが、お尋ねいたします。

石炭局や鉱山局が中央において國の燃料の需給關係から、石炭を使わせよという指導を發表して、その方向に指導していても、かまを許可するの、地方の通産局長の権限であつて、その通産局長は業者の姿をよく見ていて、國のそういう大方針にもかかわらずやはり重油のかまをほとんど許可してしまふ。そして中央では石炭局や鉱山局としてもどうにもならぬといふのが現実であるといふふうなことを聞いて

ておるのですが、それは私の理解に間違ひがあるかないか、私はないと確信いたしておりますが、そういうふうな状態ですと、省令か何かを改正して、そういう許可事項をもつと石炭局あたりの意図が十分反映するように制限をするか、ないしは地方の通産局長からそういう許可権を取り上げてしまふか、方策を講じなければならぬと思ひますが、これに對して大臣どのようにお考えでございますか。

○政府委員(福井政男君) 重油ボイラーの問題につきましては、ただいま相馬先生の仰せのように通産局長が運営をいたしております。この法律につきましては、法律、省令で非常に厳格に運用の内容が書いてありまして、ほとんど通産局長の自由裁量の幅は少い法律になつております。従いまして、運用につきましては、法律で、重油ボイラーを設置することを禁止いたしております精神の通りでありまして、運用いたしておるのと存じておりますが、なお今後私どもこの法律の運用につきましては、法律の趣旨に照らしまして、十分遺憾のないように通産局長の者を指導して参りたいと思ひます。

○相馬助治君 その答弁は一応よそ行き答弁だと思ひます。法律はうまく書いてあつても、現に出先の局長がこれを許可して、困つてしまつて、本省では許可のときには慎重にやれといふ通達を出しているはずなんです。そういうふうに通達をもつて指導しなければならぬか、それとも國の施策といふものが出先の局長に完全に反映しないか、何らかの形があると思ひます。

○政府委員(福井政男君) この通達につきましては、法律の制定されました後に、運用方針が通達されておりますが、運用の現実問題につきましては、担当官の會議なり、あるいは通産局長會議をやりますたびに十分の意思の疎通をはかつておる次第でございます。

○委員長(田畑金光君) ちよつと申し上げますが、大臣の時間に制限がございますので、できるだけ一つこの法律案に關連して大臣に質問を願ひたいと思ひます。

○島清君 私は質問を申し上げる前に、委員長にそういうことを申し上げようと思つておりましたが、それでは一点だけ。エネルギー対策が非常に混乱しておつたといふことはその通りでございますが、これはなるべく石炭を使わせるようにするのだ。ところが業者はあまり石炭を使いたがらない。余る。そうすると、阿部さんみたいに、一千元も安く海外に売るのではないか、売つていけるのじゃないかという、当然に質問が出てくるわけですが、そういうよりまして、業界が石炭を十分に使つたといひます。私は石炭を使うことを非常に希望する者の一人ではございませぬが、そういういたしますといふと、生産コストが高くなる。そうしますと、貿易振興の上に影響してくるわけです。日本の商品は、大体世界的にコスト高だと、こゝにいわれておりますので、そういういたしますと、直ちに貿易振

興の方に影響するわけですが、このエネルギー対策と、貿易振興との調整をどういふふうにお考えでございますか。

○國務大臣(高橋達之助君) これは終局におきましては石炭を使うことによつて、非常に大きな生産原価の負担ということになるというところは、はなはだ遺憾に存じますが、石炭の生産原価も逐次下げていって、そうしてその結果、エネルギーの原価におきましても、原油とはそれより大きな差のないように持つていきたいと思つておりますが、現在石油の方がいかに運賃が非常に安い結果、値が安くておりましたが、これが果して続き得るかといふことは、現在私どもの常識といたしましては考えられないことでございます。そういう異常な場合に対しての考え方でございませぬが、將來永久にずっとそれで油を使つた方が非常に安くなるというところは、はつきり申し上げかねるわけでありませぬ。一方、石炭の方も順次原価を下げて参る、こゝういふ方針で進みたいと思つております。

○島清君 満足はしませんけれども、時間の關係もあるようでございますので、きよらはこの程度にして、また適当に大臣の時間をいただきます、また後日の場面において質問をいたします。

○阿真根登君 大臣の言質を取るのではないのですけれども、私は先般、この委員会において鉱山保安の問題について御質問を申し上げた。そのときには、大臣は、人命尊重を第一に考えなければならぬ。このためには、たとへば従業員の中から保安調査団を出すことも拒むことはできないであら

り。お互いの生命をお互いが守るためには、そういうこともあり得るでしょうということをはっきり言明されたら私は思っておりますが、ただいま聞いておれば、保安監督員について時期尚早だ、こういうことを言われたら私は思ふのです。そういったしますと、大臣は、実際十人の人が坑内で生き埋めになつて死んでゐる。そういうときに、肌で感じたあなたの言葉と、時期がたつた今日の言葉とは百八十度転換してゐる。こういうような考えを持つわけでありませう。どういふわけで保安監督員一名以上のところに、たとえば二名のところに、労使双方から一名出すというのが時期尚早であるか、その点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 今非常にわれわれが急速に解決しなければならぬ問題と考へておられますことは、中小炭鉱が保安の問題についていつともいへない問題と考へておられるのでございませう。中小炭鉱につきましては、これは政府といたしましては、保安監督員を置くことは言つておりませんで保安委員会を置く、こういうことを言つておられます。保安委員会は従業員が半数出ておられます。それから半数は経営者が出ておられる。従つて一番問題になる中小炭鉱については、従業員の生命に対する発言力を従業員が十分持つことが出来る、こういうふうな思つて置くわけにございませう。保安監督員を置いておられます炭鉱は千人以上使つてゐる。これは現在のところ、中小炭鉱ほど差し迫つて保安の問題については大きな問題が起つてない。しかも、この保安監督員の中に従業員を入れるか入れぬかというところは、これは個々の

責任を持つてゐる鉱業権者がきめるべきものであつて、鉱業権者に政府としては十分の責任を持たしてゐるから、従ひまして、幸いにして大炭鉱の方に今差し迫つて大きな問題も起つていない、こういうふうな気もいたしませうしませうから、ここで政府が命令をしてまでこの保安監督員の中に従業員を入れるということまではやる必要はないと、こう思つておられるわけでありませう。ただし、鉱業権者が自発的に保安監督員の中に従業員から入れるということになりませうれば、これは政府は拒否しない。

○阿具根登君 大臣は、最近の一、二の事例だけを引いて、そうして災害はいかにも中小炭鉱だけだ、こういうふうな言葉で発言しておられると思ふんです。この二、三年間の災害をちよつと振り返つてもらひたい。太平洋炭礦で三十八名、茂尻炭礦で六十数名、三井、三菱で、これはお互いに十数名ずつ数回やつておられる。こういうのはお忘れになつておられるんですか。こういうことがこの二、三年の間にずつと起きてきておられる。おそらく、中小炭鉱と大炭鉱と比べたならば、それは被害の大きいのは大炭鉱の方が多いと思ふんです。これをお忘れになつて、中小炭鉱で最近、水が出た、あるいは落盤があつた、それのみをつかまえて、災害は中小炭鉱だけにあるんだというふうな考へは当たらないと私は思ふんです。また、その問題については、千人以上の炭鉱に保安監督員を置いておられることは、これは正しいか正しくないか、もちろん、もつと小さいところにも置かねばいかぬではないかという論議はございませう。しかし、議事録で

見てみますと、この次には抜本的に保安法を変へるといふことを言つておられるようございませうから、それは私はそれに譲つていいと思ふんです。しかし、この保安監督員なるものの性格を十分一つ考へていただきたい。大臣が言われるように、保安の責任は会社を持つておられます。そのために保安管理者というものは会社におられるわけなんです。保安監督の最高責任者、これはちやんとおられるわけなんです。あなた方が民主的といわれる保安委員会、保安協議会というものは、諮問機関の存在であつて、ほとんど開かれてもおられない。そういうのが実際で、それを活用しろというなら、それもわかると、労使双方から出さねばならぬと法律で定めておられる。その法律の精神からいくなれば、こんな保安監督員——しかもこれは一名以上置いていようになつておられる。それに対して労働者側から一名出す。しかも、一つお間違ひのないように聞いていただきたいのは、何もかもなしに労働者からこれを出すと云ふんじやない。労働者といふものが国家試験に通つて、そして保安監督の任に十分任じられる人でなければだめだ、こういうことを言つておられるわけなんです。そうするに、それを何のために時期尚早だと言われるのか。私はこう考へる場合に、この二人の保安監督員が——千名以上だつたら相当大きな炭鉱です。これを毎日見て回つて、そしてこれが悪い、あそこが悪いという進言をするに違ひございませぬ。それを会社の最高責任者である保安管理者がどうだああたと云つていってこそ、完全な法の精神が

あるのであると私は思ふんです。もしも、それが間違ひということだつたらば、保安監督員はどうか、性格を持つて、どういふ命令権を持つておるか、その点も詳しく御説明願ひたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 阿具根登君は実際の事情に私よりよく通じておられますから、御意見はよく承りませうが、私の今感じしておりますことは、現在、保安管理者というものに責任を持たしておると、で、保安管理者が、いわゆるこれは従業員だ、これは経営者だといふふうなことを頭に置いちゃいかぬと思ふんです。私は、保安監督員を置くというときには、技術的にも相当資格ある人はどこからでも引つぱると、この方針で進んでまいらうといふことを私は非常に希望いたします。しかしながら、今、政府が、それだけの希望は申しますが、必ず保安監督員の中に従業員から何人置けと、経営者から何人出せと、だれそれ何人出せといふことを言うのは、あまりに行き過ぎじやないかと、現在は私はそう考へておられるわけでありませうが、しかし、あなたの御意見は実際の経験者としてよく承つておきます。

○阿具根登君 それじゃ大臣にお伺ひいたしますが、保安管理者にはだれが命令いたしますか。

○國務大臣(高橋達之助君) 保安管理者は鉱業権者が命令をするわけにございませう。

○阿具根登君 保安監督員は。

○國務大臣(高橋達之助君) 同じことございませう。

○阿具根登君 そうでしよう。それだつたら、保安監督員を会社が自分の命令系列下に置く、命令する命令権を

持つてゐる。あなたは今、だれがどちらの保安監督員じやなければいけないといふのはおかしいと、労働者でなければいけないとか、あるいは経営者でなければいけないとか、あるいは経営者から何名、労働者が何名といふことは行き過ぎだとおつしやつておられるわけなんです。現在は保安管理者が保安監督員を任命するようになっておられる。これはもつと行き過ぎじやありませんか。労働者を入れちゃだめ、経営者でなければいけないといふことを、はつきり色分けしておることにならうと思ふんですがね。

○國務大臣(高橋達之助君) しかし、鉱業権者がその鉱業を持つておつて、通産省はそれに全部責任を持たしておられるわけです。政府は、それがやるのでありますから、それは自由によればいふわけですから、その人がやることについては、われわれは何とも言へないわけです。

○阿具根登君 それでは保安委員会も保安協議会もその調子でいけば、鉱業権者が勝手にそれなら保安委員会でも何でもやつていい。なぜそれを二つにお分けになりますか、労働者が半数、経営者が半数と。鉱業権者が全部の責任を持つておられるならば、保安委員会も保安協議会も鉱業権者が全部やればいいでしよう。そのかわり保安に対する責任を全部持つてもらはう。人間を殺した場合はどうなるかといふことをはつきりやつてもらはう。それがこわいから、労働者から半分、経営者から半分といふものを任命されておられるんじやありませんか。それじゃ一番の大元の保安管理者はもちろん会社が持つておいてよろしい、会社に責任がある。それ

から二またになつてくるならば、二名のところは一名ずつ、十名のところは五名ずつと、これが法の考え方じやないでしょうか。私はこの保安管理者というものは、大臣がおつしやるように、労働者でなければならぬとか経営者でなければならぬとかは書いてないと思ふんです。どちらから出してもいいと思ふんです。局長おいでですから局長一つ答弁願います。

○政府委員(小岩井康明君) 御承知のように、今の鉱山の保安の責任というものは、経営者に全責任を負わしておきます。従いまして、経営者は法に基づきまして保安の機構というものを作るわけです。これが保安管理者以下副管、係員、それぞれみな代理者を置いておられますが、そういう正規の機構で鉱業権者が全責任を持つて保安の確立をはかるわけでありまして、この機構の外にありまして、もう一度重複して、この機構が十分動いておるかどうかという点を見るのが保安監督員でありまして、従つて保安監督員は、保安管理者以下係員まで監督をすることができるとなつておられます。これはまさしく二重に見ておるわけでありまして、これは千人以上の山は機構が大きしいし、なかなか十分に見かねるといふより、むしろ少しも穴があつてはいかぬという保安の万全を期しまして、この二重の体制を行なつておられます。

そこで、保安監督員は大体鉱業権者の自己規律といひますが、自分でやつてゐることが間違いないかどうか、もう一度チェックするといふ機関でありまして、もちろん、今、大臣申し上げましたように、私どもの方では組合側から出せとか、経営者側から選任せよ

といふことは申しておりません。どちらから出しても、十分な資格があれば——これは上級の保安技術職員でありますから、十分の資格を持つておられますれば、どちらからでもけっこうであります。従つて、むしろ、そういう点からは労働双方の問題になるんではないかといふふうにも考えておられます。私の方といたしましては、別にどちら側から選任をお願いするといふような考えは持つておらないわけであり

ば、なぜそれでは同じ国家検定を通つて、そうして同じような対等な資格を持つておる人がなることができないか、こういうことになるわけなんですか。ここから解釈すれば、私が言うようにどちらを任命してもいいでしよう。任命する人が自分の部下を任命して、自分が給料を払うのですよ、それは法の一番ずいやり方です。そういうことができない、法の精神をそのまま、あなたがおつしやるならば、何もその会社の課長クラスの人がそのことをしなくても、あるいは通産省から行つてもいいでしよう、外部からもつて来てもいいでしよう、りっぱな人を、第三者をもつてきてそうしてその保安を認めていく、注意していくといふことならわかりますよ。ところがこれでは全然会社の機構の中に入つておつて、そうして生産第一ということになつてくると、そうじゃないんだとおつしやつても、実際それでは年々六

○阿具根登君 法ではそうなつておりますよ。法ではどちらから選任せいとおつしやるにはなつていない。あなたの指揮系統にほんとうは入るべきである。ところが、その保安監督員の給料はだれが払つておられますか、指揮命令系統はだれが持つておられますか、保安監督員が鉱業権者に命令をやつておられますか、それとも諸間に依つておられますか、申告をしておられますか。あなたが法を考へておられるのと実際は全く違ふじやございせんか。あなたの考へ方ではいくならば、あるいは保安監督員といふものは第三者であるべきです。そうして通産省なら通産省が任命すべきである。給料ももちろん通産省が払うべきである。そうして保安監督員に対してこの法案はこうやるべきであるといふことをいふならばいいですよ。ところが、そういう権限は与えておるといふながら手足をいぢまして、保安管理者が給料を払つて、そうして保安管理者の指揮系統に入つておる者が、何で保安監督員の性格があら

か、そこには矛盾があるわけなんです。それだけの矛盾があるならば、なぜそれでは同じ国家検定を通つて、そうして同じような対等な資格を持つておる人がなることができないか、ここから解釈すれば、私が言うようにどちらを任命してもいいでしよう。任命する人が自分の部下を任命して、自分が給料を払うのですよ、それは法の一番ずいやり方です。そういうことができない、法の精神をそのまま、あなたがおつしやるならば、何もその会社の課長クラスの人がそのことをしなくても、あるいは通産省から行つてもいいでしよう、外部からもつて来てもいいでしよう、りっぱな人を、第三者をもつてきてそうしてその保安を認めていく、注意していくといふことならわかりますよ。ところがこれでは全然会社の機構の中に入つておつて、そうして生産第一ということになつてくると、そうじゃないんだとおつしやつても、実際それでは年々六

○政府委員(小岩井康明君) 私どもがまあ考へておりますのは、現在の機構が、特に保安監督員の機構が現状においてかなり効果を發揮しているのじやないか。それは先ほどもお話ありましたように、千人以上の鉱山というのは非常に成績がいいのでありまして、むしろ私どもが一番問題にしておられますのは中小炭鉱なんでありまして、今先生仰せのように、死亡者が大勢出ておるじやないかと、もちろんその通り全体では死亡者が出ておるのであります。が、重大災害でも八〇％は中小が起しておる。ことに入りましては九月までに入十名ばかり出ておりますが、その八三％はもうすでに中小が占めておる、死亡者の八三％は中小が占めておる、これは数字に間違ひはありません。

り有効に使つていくように最善の努力を尽す。今ここでこの成績を見まして、特に機構を変える必要もないのじやないか、かように考へておるわけでございます。

それともう一つ、ちよつと時間はかかりませうけれども、ちよつとそれでは簡単に触れておきますが、私の方で千人以上と千人以下がどんな工合の状態になつてゐるか、ごく簡単に申し上げますと、二十五年に千人以上の方では五百四十三名死亡が出ておられます。それから千人以下では二百四十一名出ておりますが、現在では、三十二年が、五百四十三名の千人以上の方の死亡者が二百九十三名に減つておられます。それから千人以下の二百四十一名であつたものが今は三百六十名に増加しておる。その数字だけ見ましても、まあ千人以上のいわゆる保安監督員を置いておられます山におきましては、非常に

○阿具根登君 ただいまの数字は、もう私は持つておられませんから正しいと思ふのですが、それじや二十五年度の炭鉱の実態と現在の炭鉱の実態を、同じような数字で比較されておつて、それでいいかといふ問題なんです。これは御承知のように大炭鉱は非常な整理をやつておる、その整理をやられて数字のすく減つておる。それじや二十五年度の大きな炭鉱の労働者数と現在の大きな炭鉱の労働者数と、中小炭鉱の二十五年の数字と現在の数字を一つ比較してもらいたいと思ふのです。あなたの

わけです、法律でそうなっているか
ら。それを二名のところには一名、し
かも国家検定試験に通った人を入れて
くれと。入れれば災害が今よりもふえ
ると思うか、減ると思うか。災害を少
しでも減らすためには、一歩前進させ
るためには入れた方がいいか入れない
方がいいか。端的に質問にお答え願ひ
たいと思います。

○国務大臣(高橋達之助君)

生命がま
ず一番大事であることはその通りであ
りますが、その結果監督員というもの
をもっと強化するというのも、これ
はいいだらうと思つておりますが、そ
の中にはそれでは従業員の代表を入れ
る方がいいか悪いかということ、これ
はこの仕事をやっている人に考えても
らうべきことでありまして、今政府と
いたしましては、先ほど保安局長が申
し上げましたごとく、中小炭鉱の方に
非常な重点をおかなければならぬ、こ
ういふふうな点から考えまして、さし
あたり今そこまではぜひやらなければ
ならぬというふうな感じは持つていな
いわけなんです。

○阿具根登君 保安の問題は中小炭鉱
にもこれはつながらるのですよ。何も千
人以上の大炭鉱に保安監督員を一名ふ
やして、中小炭鉱はやりつばなしとい
うのじゃないのです。そういう考え方
が中小炭鉱にもずつとこれは当然浸透
してくるはずなんです。だから私が尋
ねておるのは、鉱業権者に保安を一任し
ておるといふことをおっしゃるなら、
それならもつとそれはそれだけ手放し
て御一任になつてゐるならば、もつと
罰則やその他がシビアになつてこなけ
ればならないと私は思うのです、そう
じゃないでしょうか。そうじゃない、

政府もそれに介入しなければならぬ、
人命に關することであるから。だから
保安監督官等も配置される、保安監督
員ということもきめられたわけです。
それならその保安監督員というのは会
社の指揮下じゃないはずなんです。実
際のところはいいはずなんです、その
考え方からいけば、これは極端に申し
上げると、保安監督官が足りないか
ら、だから保安監督員というものを置
いておつた私は見てもいいと思ひの
です。保安監督官というのをほんとう
ならば派遣したいと、ずつと派遣して
おきたい。しかしそれは予算面からも
人数の面からもできないから、それで
会社の中から保安監督官に準ずる保安
監督員を置くべきだ、というのが私は
この法の本来だと思ひののです。それ
ならばなぜそれを会社にすべてを一任
しなきゃいけないのか。従業員からと
おつしやるけれども、私が言つておる
のは従業員からという意味じゃないで
すよ。従業員が推した人なんです。
従業員の中にはそれだけの資格のない
人がおるかも知れません。そのときに
は従業員が今度は会社側の人を推すか
もしれない、おそらく職員が大部分で
しよ、これに該当する人は、従業員
からでなければいけないというのじゃ
ないのですよ。従業員が過半数で推す
人を一名入れて下さい。あるいはあな
た方が希望していられる会社側の人を
推すかも知れない。しかしほんとうに
保安に造詣の深い、自分たちが安心し
て毎日働けるような人を置いてもらひ
たい。保安管理者というのには生産をま
ず考えるから、保安ということよりも
自分の気に入つた、自分に反対をしな

い、自分の命令に忠実であるような人
を任命していく。それもいいしよ
う。それも会社の立場からはあるかも
しれません。そのかわり労働者が、勞
働者の中からでなくともいいですよ、
労働者が過半数でこの人を一名入れて
下さいという者を入れるのが、どこと
悪いのですか。保安という問題だか
ら、保安ということについて、それを
入れるために保安がまざるかと、
会社がそのために莫大な出費が要る
んだ、その保安監督員の給料を払い切
れぬ、千人以上の炭鉱で払い切れぬの
だつたら、それはさういふ者を推薦し
た人が払つてもいいと私は思ひんです
よ。さう思ひ。しかしそれこそ会社は
いやだと言ひに違ひありません。ほか
から給料をもらつて保安監督員にする
といつたら、それこそ会社は反対する
と思ひ。だからそこを考へてもらひた
いと思ひ。何も労働者から資格のない
者を入れろ、労働者のイデオロギーだ
けでこれを入れろとか、そんなばかな
ことをだれも言つてはいない。自分た
ち労働者の過半数が、自分たちの生命
を預かつて守つてくれる、働く場所を
毎日回つて見てくれる人だから一名
入れていただきたい。会社は会社で自
分たちの生産本位のことを考へて、自
分の好きな人を置くでしよ。それは
それでもいいと言つてゐるのです。そ
の一名ふやすといふことがなぜできな
いか。法では一名以上といふことを
ちゃんと書いてある。一名以上といふ
ことを書いてある。二名でも三名でも
四名でもいいわけですよ。だからまず保
安といふことを考へていただくなら
ば、私は大臣にはわかつてもらつてい
ると思ひ。だから二名以上の場合、一

名以上になつた場合にも、二名の場
合には、こんな大多数の働いておる人
の総意で一名は出して下さい。一名は
社が自分の一番股肱の臣を任命してい
んだから。お互いそれは国家検定試
験を通つておるんです。それでどこと
かまずいとおつしやるのか、私にはわ
からない。なぜ悪いのですか、それで
も……。

○相馬助治君

關連して。今この鉱山
保安法の審議の最終段階に至つて、非
常に阿具根委員の質問に対する政府側
の答弁は私は問題だと思ひ。私が勇頭
にお尋ねしたのは、衆議院側の付帯決
議は鉱山保安法の根本的再検討を行
ふといふことを申しておるが、これに
して通産大臣はどのようにお考へであ
るか。その所信を尋ねたところが、事
は生命に關することであるから、そ
してこの法律はだいに古く出たもので
あるから、大体この辺で根本的再検討の
必要を認めるがゆゑにその作業を急が
せると、さういふ本員をきわめて満足
させる答弁がなされたわけなんです。
従つて、私はさういふ思いやりのある
大臣のもとにおいてならば、この今度
の法案も、根本的な問題には触れてい
ないけれども、賛成しなければなら
ないと思つて聞いていたのです。ところ
が、阿具根委員の申していることがわ
れわれの言う根本的再検討のことなん
です。すなわち内容的にいへば、現行
法では監督員は会社で一方的にきめ
て、一人より取らないからどうしても
会社の生産計画に左右されて、完全に
保安の目的を達していない。また達し
ないおそれが十分ある。さういふふう
な認識に立つてゐるわけなんです。そ
れで保安といふことと生産といふこと

とは、本来切り離して考へなければな
らない立場におかれてゐる概念だと思
ひ。さういふふうな形から、労働組
合も、当然保安といふ自分の身を守
るというところだけでなくて、積極的
な、生産に關連しても保安といふこ
とに關する責任があるから、当然従
業員の半数あるいはそれを少し負け
て三分の一以上ぐらゐの者が推した者
を一名加えて、この完全を期したらど
うなのか。これが私どもの党の基本的
なものの考へ方なんです。しかしこれ
をこで強く言うてこのよ様な修正を
求めても、会期その他の關係上かなり
問題であるから、根本的再検討の中
にはさういふ精神をくみ入れて作業を
していただくといふことを考へて、われ
われもこの法律に賛成をしようとする
氣持をもつて実はここに臨んでおるの
です。ところが今局長の言葉は実に重
大だ。わきで大臣が根本的再検討をす
ると言つてゐるにもかかわらず、やは
り中小炭鉱の実態その他からして、現
行法をうまくやればおつね目的を達
すると思ひから、さういふことを早急
には考へていないといふことをおつ
しやつておる。すると大臣は非常に思
ひやりの深い人ですから、局長がさう
言うのに、いやおれはさう言ひたい
わけにはいかないものだから、局長の
言葉にあわせて現在のところではまあ
局長がおつしやつてゐる通りですと
ういふことになる。さうすると、私に
一番先に、事人命に關することである
から根本的再検討を急ぐといふ、この
根本的再検討の内容は何を一体言つて
いたのか、さういふことになるので
す。従つてこれは私が考へ方が不一致
だといふことを感情的に思ひつてゐるの

ではなくて、今の政党内閣のもとにおいては大臣のかわる率と局長のかわる率では、大臣のかわる率の方が頻度で頻度が高い。そうすると、少しも直す気のない者が局長のところにでんとすわつていてこれでいいのだとこう力んでいたのでは、大臣が幾ら直すつもりだと言つても、問題は全然解決しない。ということになるならば、私どもの党はこの法律案をそうそうやすやすと通過させることは絶対にできない。村に帰つて相談し直してこなければならぬ。こういうことなんです。一つ私の申し上げていることをおわかりいただいて、その上で今の阿具根委員の質問に対して一つ明確なる御答弁をわすらわれないと思ひます。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員につきましては、もちろん全然関知しないという意味で申し上げているのではないのでありまして、もちろん保安監督員につきましても、いかにして効果が發揮されるかという点につきましては、十二分に検討いたしたいと思ひます。

一つは現在保安監督員につきましては、鉱業権者の自己規律というところで、大体鉱業権者が自分でチェックするためには置いておくと、関係も、もちろん勧告簿は置いておくように法で定められておりますけれども、あまり内容につきましてもタツチいたしませんでした。もちろん監督官が現場に参りましたときには、勧告簿の内容を見ることがはもちろんありますが、その内容を提出せしめたりすることは今までやつたことはいりません。しかし最近問題になりましたので、かなり材料

をとつてみましたところ、相当効果をあげておる山もありまして、私どもが想像いたしておりました以上に大きい範囲の勧告をやつておる山がございませぬ。従いまして、保安監督員の勧告の内容につきましても、今後さらに一そり入念に内容を見まして、いかにしたら効果が出るかという点につきまして十分に検討いたしてみたい、かように考えております。

なお、千名以下の山につきましても、資料を提出いたしますように、かなり選任いたしておりますけれども、なお今後必要のあります場合には、でき得る限り範囲を広げまして、千人以下の山でありましても必要と思われる山につきましては、相当広範囲に選任をさしていききたい、かように考えております。

○阿具根登君 その保安監督員の任命の仕方について私は言つておるわけなんです。社長が自分の会計監査を自分の下にさせるようなものじゃないんですか。会計課長が自分の下に会計監査をさせて何がわかりますか。そういう疑いを持たれても仕方がないでしよう。だからちゃんと別個監査という立場があるようになっておる。保安監督だつてその通りです。この保安管理者というものは保安を管理するだけであらう二重の性格を持つておるわけなんです。その二重の性格の中でどちらのほうとくに性格をつけられておるかといへば、これは生産に対する大きな責任を持つておるわけなんです。だから保安監督員というものを別個の性格を持たせてつけたじゃありませんか。そうするならば實際働いておる人の総意に

よつてこれをふやす、法でふやすことができぬとしてあるなら別ですよ、法でふやしていいのですから、これができないというところになると何かほかに理由があるでしよう。二百九十三人に減つたからなのだが、それじゃ二百九十三人死んでもいいということになりますよ、二百九十三人ぐらいいなら死んでもいいとこで言えますか。二百九十三名でも多過ぎる、だから保安のためにもう一歩前進しようじゃないかというのに、それをふやしたら保安がくたがらぬ、まだ二百九十三人よりふえるのだという理屈なら私は傾聴いたします。またそれが正しいならばいさぎよく私の意見は引つ込めます。しかし私は一名ふえたから二百九十三人がごとと減つてしまふというよりなことを考えておらぬのですよ、少くとも減るだろう、少くとも前進だという考えを持つておるわけなんです。そうするならば、法の大体の考え方がどうでしよう、保安協議会にしたところで保安委員会にしたところで、両方から半数の人間を出してきておるじゃありませんか。それが政府の考え方でしよう。それを一番トップは会社側だと、それはわれわれも認めておる。それは別な性格を持たせて鉱山の中を、千名以上の大きな所を毎日々々保安を点検して回る人を二人にする場合に、一人だけこちのほうのほうの性格の人を出してくれというの、できぬというの、何かほかに別に理由があるでしようか。一名ふえるために会社の経理が被疑に類する、会社が持ち切れぬというなら持ち切れぬでよろしい、そういう答弁をしていただきたい。一名ふえたからといって保安が

ちつともよくなりませんということも言われるなら、はつきりそう言つてもいい。それ以外に何かあります。あなた方それ以外の理由があるはずだ。法の精神はそうなつておるはずで、それでなかつたらこれははつきりと保安監督員は会社側より出すべきだということがあるはずですよ、それが組合側から出せ、そういうものはない。組合側から出せ、そういうものはない。保安の問題につきましてはそういう色をつけぬでもよろしい、こういうことがあると思ふのです。法の精神をあなた方自体がゆがめておるんじゃないですか。それでなかつたら、私が今言つておる以外の理由があるならば言つていただきます。それでなかつたらなげふやすことができないかということをおつていただきます。ただ五百四十三人が二百九十三人に減つたからというの理由になりません。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安の確保の責任は全部経営者側にあります。従つて保安技術職員というものは保安監督員に限りません、保安管理者以下係員に至るまで全部鉱業権者が選任することになっておるわけでありまして、従つて私の方は保安管理者だけをどつちから選びなさいというよりなことをきめる必要もなければ、もうすべの技術職員に關しては鉱業権者から自由に選任ができるように法体系はなつております。

○阿具根登君 混同せんでおいて下さいよ、保安管理者というの是一名しかおらぬのですよ、局長。保安管理者というのはその職場の長ですよ、所長で

すよ、これが保安管理者です。私が言つておるのには保安監督員ですよ、保安管理者をだれがだれと出せとか、そんなことを言つておるのじゃないのですよ。保安管理者は御承知の通り一名しかいない。保安監督員は一名以上置いていいよ。よりなつておるのですよ。それも局長が言うようにどこから得なければいけないということには法律ではなつておらないのです。ところが任命は会社がする、給料は会社が払うようになつておるから法の精神と間違つておるのです。それなら法の精神に立ち戻つて一名のやつを二名なり三名なり、それは十分できるはずですよ。それを一方は保安管理者が任命をする。二人にした場合二人とも任命するけれども、一方は実際に働く、命を失つておる人たちの仲間からそれだけの資格を持つておる人を、資格のない人とは言つておるんですよ、出すのが何で悪いのか。ですから私があなたに求めておる御答弁というものは、それを出して一名ふやせば保安管理がかえつてますますなるというならば、そのまますくなる理由をあげてもらいたい。私はよくなると思つておるのだから、二百九十三名が全部減るとは言つておるんですよ、少くとも一歩でも二歩でも前進であるというならば、人命尊重からやるべきであると思つておるのだから、そうじゃないのならばどうも、あるいは一名ふやすことによつて会社の経理に負担がかかるか、その他の理由があるならばその他の理由をあげてもらいたい。そうじゃないのだったら、あなたに言う御答弁は私の質問に答弁になつておらない。それをはつきり答えても

○政府委員(小岩井康朗君) 私はたびたび申し上げておりますように、むしろ保安監督員はそんなに、先生のおっしゃるようになりますが、効果が出るということなら、まず保安を確保するのは、鉱業権者……労使双方であります。一応責任は全部経営者に負わせておきますけれども、労使双方で保安を確保していただくという面から、労使双方で御相談ができるわけなんですけれども、法は別にどちらから選任せよというのをきめておられませんので、考えようによりましては労使双方で一つお話し合いを願って、資格のある者の御選任をいただければいいと思います。

○阿貝根登君 いや私の質問に答えて下さいよ。ふえるのがいいのか悪いのか。ふればかえって保安に対して支障があるのなら支障があると、私は支障がない、前進だと言っているのだからその点についてはつきり答えてもらいたい。それから労使双方で選任せいというけれども、これだけでは労使双方はこれけんかになります。労使双方でそういう紛争をあなたはわざわざまき起すようにやるとおっしゃるならそれはよろしい。そういうお考えならそういうお考えでもよろしい。それから労使双方で選任せるといふことは、労使双方に同じその任命権を与えてあるのかどうかというのを一つお考えいただきたい。これは管理者が命令するのです。これは労使双方でとおっしゃるけれども、それは労の方には任命する権利も何もなし。労の方にも権利を与えてあるのですか。任命権者は保安管理者だと私は思っているのですが、

そうじゃないのですか。御答弁が非常に矛盾しているようですが、お答え願います。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員に限りませすすべての保安技術職員は、鉱業権者が選任することになっておるわけです。

○阿貝根登君 それでは答弁になっておらぬじゃないか。何回も私は言っているが、あとの人の質問もあるから一つ率直に答えてもらいたい。保安の問題について保安はどうあるべきかというのをやってもらえたい。私も保安の問題をやっている。ほかの問題をやっているわけじゃない。あなたはほかに言えないことがあるでしょうが、そこまでは私には言おうとは思っていないから、もうここまで言ってもいいわぬのだから、だから私の言っていることに答えてもらえればいいのです。保安監督員は普通の保安係員と同じだということのお考えは詭弁ですよ。保安監督員は特殊な作業を持っている、一般の保安係員と違います。それを一緒にたに言われても困る。保安監督員というのは別個な資格を持っている。さつきあなたのおっしゃったように上に対しても下に対しても命令権を持っている、申告する権利を持っている、特殊な立場でしようが、私がさつき言った保安監督員が足りないから、足りないからという用語があまりありません。保安監督員にかかわるべき現場の職責を持っている、私はこう思うのです。またそれが間違っておったならば保安監督員のところで一つやりましよう。だから私の言っておることに答えていただきたいのです。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員は、もちろん仰せのように、鉱業権者の正規に持つておる、保安管理者以下正規の保安機構の外にありません。保安管理者以下保員までこまかに監督できるようにしているのが保安監督員であります。

○阿貝根登君 それだから、あなたは保安係員もほかの連中も全部会社の保安管理者の指揮命令系統でやっているのだと、こういうようにおっしゃるのが普通だと思ふ。保安監督員は別個な資格を持つていて、じゃありませんか、そのために保安監督員というの法律でまきまつている。保安管理者とか保安係員とか、そういうものはまきまつていない、これは会社の機構です。それとこれと混同しては困る。だから、この機構の違いを保安監督員に対して一名以上置いていいということになっておるのに、置けば悪いということなのですか。保安を確保するために、二百九十三人より一人と減らさず、一名ふやすりも減るのだという確信があるならば、それを言っていただきたい、責任を持つてもらいたい、私はこれはふえると思う。それは二百九十三人が三百人になるかもしれせんよ。しかしそのとき次第によつては五百人になることもあるのですから、一概には言えない。しかし私は一人ふやしたから保安がより悪くなつたとは思ふ、それが何とんでも言えないと思ふのです。そういうのは置くといいの、そこをばつきり言つてもらいたい、なぜ置くのが悪い、なぜ置くといけぬのか、置かないと保安は置いた以上上るといふなら、あなたはここでそれを出してもらいたい、了解すれば私はいつでも引き下りますから。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん私の方は、資格のある者が鉱業権者が選任して下さる者でありますれば、一名以上でももちろんけつこうでございませう。置いと悪いということはないと思ひます。

○阿貝根登君 だから、それはどういふ法に従つて一名以上置くのだから、あなたがそんなこと言わぬでも、そんなこと反対したらおかしいですよ、法律でまきまつたやつを、向うでまきまつたやつをよろしゅうございませう、それは当たり前なことなんです。それをきめるために法律が作つてあるのです。だから、保安管理者だけが任命する者、今度は働いておる人、実際の犠牲になつておる人が過半数で一名推薦した場合には、それも一つ認めてもらいたい、こういうことなのです。それができないという理由がわからぬ、二名でも三名でも持つてきさえすればできるということになるでしょう、これはまきまつておるのだから、そんな答弁を聞いておるわけじゃないのです。

○政府委員(小岩井康朗君) 同じようなことになりませうけれども、選任は鉱業権者がいたしますのでありますから、必要があれば一名以上どちら側からでも鉱業権者の選んだ監督員を、しかも資格がありさえすれば私どもの方ではいつでもお受けする、こういうことにはなりません。ただ私どもの方で監督員は特に強く云々しないという点は、今申し上げましたように、千人以上の山が非常に画期的に改善の方向をとつておるといふことと、まあ従来の鉱山労働者に保安の確保に對してお力添えをいただくという機構としましては、申告制度があつた

り、保安委員会があつたり、あるいはまあ中央地方の協議会というふうないろいろな機構がありまして、これらはまだ十分にその効果を發揮していません、そういう点がありますので、成績が画期的に向上いたしておりますけれども、今後なおそういう面にどう一つその効果あらしめるようにすれば、非常に大きく改善ができるのじゃないか。かように考へておりました、今保安監督員を組合から選べというはつきりした点につきましては、むしろまあ混乱が起りました、かえつて保安の改善に對しては、もちろん支障になるかどうかわかりませんけれども、あまり大いき期待が持たれておるのではないかと、いふ気がいたしておりますので、既往の制度の運用を十二分に發揮する、そういう方向にあらゆる関係者の努力の結果をいたしたい、かように考へておるわけです。

○委員長(田畑金光君) 阿貝根君、ちよつと申し上げますが、ほかに質問者があるのです……

○阿貝根登君 まだ時間が十分あるでしょう。

○委員長(田畑金光君) 大臣の出席の時間が、衆議院の連合審査との関係と、参議院の予算委員会の出席の関係があつて、非常に制限されておるので、そのことはあらかじめ申し上げておいたわけですが、だからほかにも質問者がありますので……

○阿貝根登君 わかりました。

○阿部竹松君 議事進行について、今委員長の講話はよくわかりませんが、しかし、あらゆる機会に、あらゆる委員会に、大臣を衆議院の商工委員会とか本会議には一生懸命歩してきた

のですよ、それはよろしうございませうと、今まで大臣も無理にこちらへお引きとめしたことは僕はないよ、な気がするのでね。ですから、やはり向うを断るべきときは向うをお断りするか、そうでなかったら私ども法案の内容の問題ですから、解釈をお聞きするということであれば、局長さんでもけっこうな場合もありますけれども、やはりそういう点も十分加味して、僕たちも今まで三十三日間大臣に絶対無理を言ったことはございせんから、僕はそう思っております。ですから、僕たちのやはり問題を論議するときは、そのように大臣の方で配慮願いたいと思います。

○阿具根登君　そこで、私はなるべく早くやめますが、局長が今言っているのはいよいよ問題なのだ。トラブルが起つてかえって保安に支障を来たす、一つそれを説明していただきませう。これは、保安には一名ふやした方がいいのだ、いいけれどもどういふ理由で今のところできないからできないか、と言うならわかる。ところが、トラブルが起きて保安に支障を来たす、これはどういふ考えですか。自分たちの生命を守るために、自分たちが一番信頼している人をやるのがこれは民主主義の一番の初歩ですよ。しかもただ感覚的でなくて国家が試験して通った人ですよ。あるいはその従業員の中にもおられないかもしれない、会社の中にも三人も四人もいるけれども、その中で少くとも非常にこの人は良心的だという人を、あるいは組合から出すかもしれない。それを勝手に片一方にさせておいて、片一方からもう一人出していは保安にかえって支障を来たす、ど

ういうところに支障を来たしますか、お聞きしましょう。

○政府委員(小岩井康朗君)　私がまあ支障を来たすのではないかと、いろいろ懸念いたします。たまたま申し上げておきますように、法はどちらから選べというところを言っていないのであります。鉱業権者におまかせしてあるわけでありませう。それが労使の間で話し合いがつかないという点につきまして、私どもの方ではかなり懸念をいたすわけでありまして、私どもの方は、たまたま申し上げますように、労働者側から経営者が選任して参りましても、資格がありさすればいつでもお受けするわけでありまして、別にどちらから選べという点もきめてないかわりに、どちらから選びましても資格があればお受けする、そういうことが労使の間でできないという点に私どもの方が多少の懸念を持つ関係で、まああいつた表現をいたしたわけでございます。

○阿具根登君　そこで、問題は、どちらから選んでもかまわない、任命してきた人に対して認める、ところが、先ほどから言っているように、任命する人は会社の最高責任者です。なぜそこでそれじゃトラブルが起るかというところを考えてもらいたい。おそれ命の危険を感じている人は、自分の命を一番守つてくれろや資格のある人を選ぶでしよう。本来ならその人が一人でもいいはずなんです。ところが、この任命権者の言うのは、それをやられたのじゃ自分の方の生産にこれは困るだろう、こりうところ自分で自分の気に入ったのじゃなければ任命しないでしよう。そりしたら法の精神か

ら、はずれるのじゃないですか、それは保安法じゃないのだ、そりてしよ。保安法で保安監督員をきめたのは、ほんとうに保安を守つてくれる人は、自分の感覚でやるのじゃなくて、みんなの人が、過半数がこの人ならばいいつていく人は、どちらかわからない、それをトラブルが起るだろうと、あなたがおつしやるのは、任命者の考え方が違ふから、保安ではなくて、まだほかの要素が入つてくるから、そりうトラブルが起るだろうということになる。使つている何千人の従業員がこの人だという人ならば、保安が起るわけがないでしよう。保安以外の観念が入つてきているから、あなたのおつしやるトラブルとか何とかという問題があるわけですよ。だから、一名の場合には、そりうことも言える。

それは、実際はそりなんです。保安そのものから考えるならば、実際自分たちの危ない、しかも鉱業権者がえるような資格を持つていてる人を選ばないで、むちやを言つていてるわけじゃないですよ。一名でもけつこうなはずなんです。ところが、回るのにも、一名では回りにくいだろうし、そりうつた考え方もあるので、一名ふやすのです。なぜそれを政府が反対しないのならば、会社が反対するといふのならば、反対するでしよう。あなた方が反対するといふのは、私にはわからない。会社と同じ考え方は、保安の問題についてトラブルが起るといふのが、そりもおかしいじゃないですか。

か。自分たちの命をまします危険にするような保安監督員をえつて持つてきますか。実際保安のことを何も知らない人を持つてくるかもしれば、そりうじやないのだから、自分たちの命の危険を感じているのに、ますます危ないような人を選つてくるわけがない。そりてどうしてトラブルが起るのか。トラブルが起るのは、ほかの考え方があるからでしようが、それは会社側は考えるかもしませんが、保安の当面の責任者のおあなたが、そりうことを考えるのは、おかしいじゃないですか。それはどういふわけですか。

○政府委員(小岩井康朗君)　保安監督員は、既往の機構に対して第三者的に見るといふような形になっておるわけでありまして、この監督員を権者が選びますけれども、私どもの方は、鉱業権者の勝手な自由裁量の、自分の方のことばかり考える保安監督員をもし選任してきたような場合に、もちろん私どもの方でも実績を見ておるから、労働者側でも、非常に、まあ端的に申し上げまして悪い保安監督員でありますれば、経営者に対して、保安委員会を通じて御相談もできますし、またこれは私どもの方でも、十分な職責を果しておりません場合には、これを解任を命令できるようにしておるわけでありませう。

従つて、がりがりの経営者が勝手に自分たちの立場の保安監督員ばかりを常時やつておるといふわけではございませんで、十二分に私の方でも、不適任の場合には解任できるようにおつておりますし、もちろん解任する場合に、公聴会を開きまして一般の御意見

も聞いて、そして解任ができるようになっておるわけで、そり勝手なままに姿に放任しておるといふわけではないのであります。

○阿具根登君　やめたいと思うが、なかなかやめさせてくれぬのですが、そりうことを、おやりになつたことあります。大きな災害の起つたりなんかつた場合に、それは、あつたこともあるかもしませんが、不幸にして、私は知りませんが、あなたの言われるのは、そのときで違ひじゃありませんか。今までは、鉱業権者に一任しておるのだと、きまつたやつは、そりまま認めておるのだと、保安に対しては、鉱業権者に一任して、一本やりだつたでしよう。

こりういふ質問をしてくれれば、今度、極端な例を持つてきて、自分たちの方で公聴会を云々とおつしやるけれども、普通の場合に、公聴会でもやられたことがあつたか。あつたならば、いつどこでやつたか、教えてもらいたい。そんなことはおそろくやつておらぬ。重要な保安問題が起きたあのことだと私は思ふ。また、会社が任命する場合に、これは通産省からおかんむりを振られるといふような札つきを任命することはありませんよ。私もそんな悪い者があつたことは言つておらないのだから。そりすれば、それじゃ過半数の人が持つてきたやつを、なぜできないかと言ふのか、一つも理由が合はぬじゃないですか。

○政府委員(小岩井康朗君)　私どもは、その場その場で言つておるわけはございませんでして、保安管理者以下、上級下級の係員に至るまでの技術職員は、すべて保安に関する確保のた

めに、鉱業権者が選任しておりますけれども、今先生の仰せのように、経営者が勝手気ままなことをやっているようなお話がありましたので、まあ、こういつたすべてに鉱業権者一任に、まかせてはおりませうけれども、職責を果せない場合には、私どもの方で、いつても係員まで解任ができるようになっていこうという点を指摘したわけでございます。

○阿具根登君 それだから、それはそれでいいのです。それはそうなっております。ただ、やらなければならないんです。それだけ信頼されておられるわけなんです。それならば、なぜ労働者から出してやるのを信頼できないのかというのです。労働者から出してやるのが、何回も言うように、詰らぬ人なら、自分の命を託するのだから、そんな者を出しつこないでしよう。あなた方だって、そういう立場になつてごらん下さい。ガスが出そうだとか、天盤がゆるんでおるとか、いろいろな問題がある。そういうような場合に、そういうことを注意してくれるのを、何も知らないしろうとを推薦するわけがないでしょう。一番自分たちの職場を理解している、一番保安に関して詳しい、しかも国家試験に通つた人、こうなつてくると、限られた人になつてくるわけなんです。なぜその人をやるかといふことができないかといふのです。堂々めぐりです。今まで言つたのは、その結論が出ないために、さつきから言つておるのです。それこそ言つてくれればいいのだけれども……。

あなた方の考えかいらいならば、何もこの人ではだめだということにはならないでしょう。何もだめだという理由は、私は聞いておらない。トラブルの起る理由は、その問題に關してはない。そのほかの考え方が入つてくれば、トラブルがおそろく起るでしょう。あなたが心配しているのは、それでしようが、それは、われわれがここで心配する問題ではないと思つておる。保安法を審議しているのです。その後に来るべきものである。だから、何も根本から会社側のやつを排撃して、そして組合側のやつだけをやらせよ——これでもいいと思つただけけれども、私は、そこまでは言つておらないのです。それでも主張していいと思つたのです。通ると思つた。自分たちの命をあずけるのだから。しかしそれは、会社機構というものが、慣習というものもあるから、任命の場合に、一名ずつと、何でそれが、行き過ぎであるかといふことなんです。そういうことはあり得ぬと思つておるのです。

○政府委員(小岩井康朔君) 同じようなことを繰り返すにしまして、まことに恐縮なでありますけれども、私どもの方の理由というのは、幾つかあげておるのであります。労働者が保安確保に協力できる機構としまして、申告制度がありますし、保安委員会の制度がありますし、これらを十分に活用していただくということが、まず第一にあります。全体を通じましては、中央、地方の協議会というふうなものもありまして、労働者が十分に入り得る機構というものを現行法で持つておる。それに、千人以上の大鉱山は、成績もきわめて良好な方向に進んでおる。今は従来の機構をいかに効果を發揮できるかという点に力を結集するこ

とで政府側としては十分であるといふふうに考へておるわけでありまして、たのびです。

私は、資料を持つてきておらないけれども、各国の炭鉱の保安状況を一つ比較していただきたい。大炭鉱だけで二百九十三人、小炭鉱を合せて六百五十人殺しておいて、これで十分だとおつしやるのか。あなたは炭鉱の労働者とか、鉱山の労働者は、死ぬのがあたりまえだと思つておるのですか。保安が、これで十分だ、どうして言えますか。また、人数からいつても、二百九十三人大炭鉱だけで死んでおるといつておるじやありませんか。それで保安が十分だ、との口で言えますか。また、炭鉱労働者、鉱山労働者の前で、それを言つてみないか。これだけ死んでおるのに、保安がこれで十分だと言へますか、そういうことが、大臣、どうです。こういう保安局長

で、保安が守られますか。これで十分ですか。大臣、どうです。これだけ死んで、殺されて、これで保安が十分だと言へますか。私の言つておるのは、十分だと言つておるわけじやないです。一歩前進でもあり、二歩前進でもあるといふならば、認めてもいいじやないか、それを認めるために、重大な問題が起つてくるなら別だと言つておる。それがいいのに、なぜ、保安がこれでよろしい、十分だと言へるのであるのか。大臣の御答弁を願ひます。六百五十人から殺しておつて、これで十分だといふ保安の考え方は、それではまだ私どもは、考え直さなければいけません。先ほどの

○國務大臣(高橋達之助君) 先ほどの

保安局長の申しました、二十五年に五百四十五名が、今日二百九十三名になつたといふことは、これは幾らか——幾らかよくなつておるわけでありまして、一人も殺さぬようにするといふことが元来の目的である、こう存するわけでありまして、これでも私は、外国の炭鉱と比較して、決してそんなに成績がいいとは存じておりませんから、まだ、これからの保安の仕事は、十分にやつていきたい、こう存じております。

先ほど保安局長の答弁申しましたように、政府といたしましては、監督官を出して、さらにこれを強化して、十分保安の監督をやらしたいと、こう思つておりますが、ただいまのところ、この炭鉱経営といふことからいへば、保安といふことを第一義にしていくといふことのために、あるいは大きく生産が減退するといふふうなことになることも困ると思つて、こういうような点は、やつぱり多少考慮しなければならぬと思つておると思つておるから、私は事情をよく存じませぬから、私の言つておることは多少間違つていへば、私どもは、常識論でございませぬから、その意味でお聞き願ひたいと思つておる。

そういうわけでございしますが、しかしながら、政府の保安監督官を強化すると同時に、現在ある保安監督員といふものにつきましても、これはさらに検討して、さらに強化して、もつと働かすようにしたいと思ひます。同時に、保安協議会といふものも、あつてなきがごときやうなやり方をやつちやいかん。これをさらに強化して、そして

保安の実績を上げたいと、こう存じておるわけでございますが、いろいろの事情がございしますから、私ども今日お願ひ申し上げたいことは、今政府の意のあるところを御了承願ひまして、現状において、できるだけこれを強化していき、そしてそこに大きな欠陥があるといふことになれば、これはさらに今の保安監督員といふものにつきましても、これを増員するなり、あるいはこれを従業員が選んだ人を必ずこれに入れろといふことを政府が命令するといふことも、あるいは考へなければならぬかと存じておりますが、ただいまのところでは、そこまではいつていないところでありまして、この強化するといふ程度につきましても、監督官の制度を十分活用するといふことに努力したいと思つておるに、その活用ができないといふことになれば、さらに考慮させていただきます。たいと思つておる。

○上原正吉君 阿具根委員と局長、大臣の問答を拝聴して感じました。ですが、現行法でも、労働者側から選んで保安監督員を任命することは差しかえない、こう了承したのでありますが、そこで、阿具根委員その他の方々の発言も、ごもつとも思われることが多いので、政府としては、阿具根委員その他の主張されることが、実現できる道が、法律上は開けておると思つておる。ですから、そういう努力を大いに、今後重ねられるといふお約束ができるかどうか。

○國務大臣(高橋達之助君) 今のお説でございますが、私は、これは行政指導といつたしまして——法律をもつて、

どうこうという事はできませんから、行政指導といいたしまして、阿具根委員のおつしやつたような点につきましても、十分考慮していききたいと思っております。

○阿部竹松君 今の上原先生の質問に対する御答弁ですが、行政指導でできるとおつしやつたのですか、できないとおつしやつたのですか、もう一度お声が低かったのです。

○國務大臣(高橋達之助君) これは、法をもつてきめないので、行政措置によつて、なるべく御希望に沿うように持つていきたい、こう存じております。

○阿具根委員 水掛け論になりますから、私は、もうやめますが、行政指導でできれば、もうどうにできておるはずです。

今までは、私は五年半になります、五年半のうちに、炭鉱の保安問題について、この委員会が発言しなかつたことはありません。その都度、行政指導で保安委員会を頻りに開くとか、あるいは保安協議会をどうするか、あるいは監督官をやるとか言われるけれども、現在だつて、監督官が、組合に行つた所が、だれがありますか。監督官は、会社だけです。そうしてすぐ会社と一緒に、クラブへ行つたりなんかしておる。現在でもそうです。ほんとうの保安は、だれですか、ほんとうに命を失つておるのは、だれですか。保安監督官が、まず組合に行つて、その組合の意見を聞かれる、あるいは会社に行つて聞かれるというならいいですけれども、今まで何十回やつたかわかりません。

しかし、皆さんも御存じのよう

に、たとえば甲種炭鉱なら甲種炭鉱のどこに、どういふような保安上の問題があるかという事は、全部秘で全部秘密でいつている。組合も知らない。働く人間は知らないです。そういうことで保安が守れるわけがない。だから、保安監督官をふやさない。一番こわいのは、保安監督官に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということ

わがわが、皆さんも御存じのよう

に、たゞ甲種炭鉱なら甲種炭鉱のどこに、どういふような保安上の問題があるかという事は、全部秘で全部秘密でいつている。組合も知らない。働く人間は知らないです。そういうことで保安が守れるわけがない。だから、保安監督官をふやさない。一番こわいのは、保安監督官に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということ

わがわが、皆さんも御存じのよう

に、たゞ甲種炭鉱なら甲種炭鉱のどこに、どういふような保安上の問題があるかという事は、全部秘で全部秘密でいつている。組合も知らない。働く人間は知らないです。そういうことで保安が守れるわけがない。だから、保安監督官をふやさない。一番こわいのは、保安監督官に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということ

わがわが、皆さんも御存じのよう

に、たゞ甲種炭鉱なら甲種炭鉱のどこに、どういふような保安上の問題があるかという事は、全部秘で全部秘密でいつている。組合も知らない。働く人間は知らないです。そういうことで保安が守れるわけがない。だから、保安監督官をふやさない。一番こわいのは、保安監督官に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということ

わがわが、皆さんも御存じのよう

に、たゞ甲種炭鉱なら甲種炭鉱のどこに、どういふような保安上の問題があるかという事は、全部秘で全部秘密でいつている。組合も知らない。働く人間は知らないです。そういうことで保安が守れるわけがない。だから、保安監督官をふやさない。一番こわいのは、保安監督官に、この炭鉱でどこが一番悪いのだということ

わがわが、皆さんも御存じのよう

るような人の意見をよく聞いて、この保安員というものを任命しなければならぬから、なるべくそれを聞いてやるようにしてもらいたい、こういうことは、これは私は、行政指導で当然やるべきことだと思つておる。

○阿部竹松君 今まで阿具根委員の質問に対して、最後に大臣が行政指導でやれるとおつしやつたから、私は、ほとんど大臣に質問はございませぬ。それを私どもは、必ず法文にうたつてもらわなければならぬということ

は、今まで、あまりに法律が、あつてなきがごとくであり、あるいは完全に実施されておらぬし、阿具根委員も指摘したように、なくなるのが大体一年六百名、七百名です。それで、若年とつたから死んでもいいとか、若いから死んでもいいという事にはなりませんけれども、特に交通事故でなくなるのは、小さい子供さんとか、あるいはもちろん青年期の人もおられますけれども、扶養家族のない人も非常に多いわけですから、炭鉱でなくなるのは、大抵最前線ですから、ほとんどなくなる人は、扶養家族を持つていない人です。ですから、計数は、何名何名というけれども、これは大問題です。家族も路頭に迷わなければならぬということ

で、大問題ですが、しかし今大臣の御答弁でよろしゅうございませぬ。一カ年に五万人以上の人が出るのですから、そういうことは直ちに実施していただきたいと思つておる。

そこで、その点は、それでよろしゅうございませぬが、その次に、これは本問題と直接関係ありませんけれども、この法案の、あれは三十三条にきまつておつて、二十一條のことをやるので

すね——監督員のきめ方は三十三條で、どういふことをしなければならぬという事は、二十一條です。ね。

○政府委員(小岩井康朗君) 大へん恐縮でございませぬが、どういふ御質問の内容ですか、三十三條を二十一條でやると申しますか。

○阿部竹松君 いや、三十三條に保安監督員という項目がございまして、保安監督員のやる仕事は、二十一條に規定してございませぬから、そうすると、その仕事をやるために、まあ阿具根委員の指摘したような内容を行政指導でやられると、こういうふうな解釈するわけですが。

○政府委員(小岩井康朗君) 三十三條も二十一條も、監督官のやらなきやならないことが書いてあるのでありますし、先生のおつしやつておられますのは、監督官選任の指導をどうするかということだろふと思つておられますが、まあその点は、大臣仰せられましたように、できる限りまあ鉱業権者に、労働者の意見を十分に聞いて尊重するようにという方法で指導していくことになつておられます。

○阿部竹松君 私は、そんなことを聞いているのじゃございませぬよ。大臣の答弁でけつこうなんです。あなた大臣を上回るような答弁は、総理大臣がやるべきであつて、あなた少し出しゃばり過ぎる。そう思ひませぬか。

とにかく阿具根委員の指摘したように、保安監督員の扱いについては、行政指導でできるのじゃなからうかという上原先生の質問に対して、大臣は、それはやりませぬよという御答弁なんです。ですから、それで私はよろしゅうございませぬ、こういうこと

で、それで私たちの念願としては、これは法の内容にうたつてもらわなければ、なかなか実がみのらぬのではないかと、いろいろももございませぬけれども、国会の会期もあと一兩日ございませぬから、この改正案には賛成であつて、なおかつ、よりよきものになつてほしい、というのが、相馬委員なり、阿具根委員なり、先日の島委員なり、ほかの方々の発言なんです。内容について伺ひかけつこうなんです。内容について伺ひました、あなたの御答弁では、私の質問とは全然違つておるので、しかし、それもよろしゅうございませぬ。

私、もう大臣に質問ございませぬ。あと局長さんでけつこうでございませぬ。

○委員長(田畑金光君) 他に、大臣に対する御質問ございませぬか。——大臣歸つてもらつていいです。他に御発言もなければ、これにて両法案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認めませぬ。

ちよつと、速記をとめて。

午後三時二十五分速記中止

午後三時四十二分速記開始

○阿部竹松君 たいだいま論議の的となつております二法案とは別個の問題ですが、前回の委員会、石炭局長から御答弁ありました古洞調査費ですね、本年度の二百万円、それから明年度、明後年度合せて五千百万円ですか、それが数字をあげて御答弁されたわ

りませぬ。

りませぬ。

りませぬ。

りませぬ。

りませぬ。

心になりましたのは、鉱山保安をいかにして確保するかということが中心であつたように思ひます。本日大臣から、保安監督員の選任に当つては、管理責任者である鉱業権者が労働者の信頼するに足る有資格者を選任せしむるように行政指導を強力に行う旨の御答弁がございましたので、これを信頼して、以下申し述べますような付帯決議を付したいと思ひます。読み上げます。

政府は今回の鉱山保安法改正の趣旨を体し、保安監督員及び保安協議会の制度を十分に活用するとともに、保安に關し鉱山労働者の意思を適切に反映せしめ、人命尊重の觀念の徹底をはかり、特に最近の中小炭鉱における災害の頻発にかんがみ巡回監督を強化し、もつて災害防止に万全を期すべきである。

さらに鉱業法の一部を改正する法律案についても、以下申し述べますような付帯決議を付して賛成いたしたいと思ひます。

政府は現行鉱業法を全面的に検討し、すみやかにこれが改正案を準備すべきであるが、その際最近の経済上、社会上の諸情勢の推移にかんがみ、鉱業権の内容並びにその設定方法、鉱区の調整、他權益との調整等の諸問題を十分検討して、本法が真に鉱物資源の合理的開発に資し得るよう配慮すべきである。

右提案をいたします。

○委員長(田畑金光君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

第九部 商工委員会會議録第八号

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと思ひ、これより採決いたします。鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案を一括して問題に供します。

○委員(田畑金光君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員(田畑金光君) 御異議ないと思ひます。よつて、さう決定いたしました。

○國務大臣(高橋達之助君) 今回、政府が提出いたしました鉱山保安法の一部を改正する法律案並びに鉱業法の一部を改正する法律案につきまして、連日、きわめて熱心に御審議を願ひましたことを、ここに厚く御礼申し上げます。

○委員(田畑金光君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

第九部 商工委員会會議録第八号

す。両法案とも、ただいま御報告の付帯決議をつけていただきました。これにつきまして、政府は、付帯決議の趣旨を尊重して実行したいと思ひます。特に、今回の鉱山保安法の一部改正の趣旨につきましては、保安の万全を期するために、保安監督員及び保安協議会の制度を活用するとともに、保安監督員の選任につきましても、鉱山労働者の意思を適切に反映せしむるよう行政指導をいたしていきたいと思ひます。

○委員(田畑金光君) 本日の委員会、これにて散会いたします。午後四時三分散会

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、小売商振興のための法律制定に關する請願(第七三三號)(第七三七號)(第七五四號)(第七五五號)(第七六〇號)(第七七六號)(第七八一七號)(第七八四八號)(第七八九九號)(第七八五八號)(第七八六八號)(第七八九二號)
- 一、百貨店の巨大化等規制強化に關する請願(第七四三號)(第七六九號)
- 一、日中貿易再開促進等に関する請願(第七四四號)(第七八一八號)(第七八九九號)(第七九二〇號)

第七三三號 昭和三十三年十月十八日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願(二通)

第七五四號 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願

第九部 商工委員会會議録第八号

請願者 鹿兒島市築町一日本中小企業政治連盟鹿兒島県支部連合会内 菅政 春外百名

紹介議員 田中 茂穂君

小売商振興のための法律案は、衆議院の解散により廃案となつたが、第二十八国会の衆議院商工委員会において「小売商振興のための措置」に關する件が決議されており、自民、社会兩党の選挙公約にも採択されているから右決議のとおり、中小企業振興審議会の答申の趣旨を尊重し、第二十八国会で廃案となつた政府並びに社会党提出の小売商振興のための法律案を本臨時国会においてかならず成立せしめられたいとの請願。

第七三七號 昭和三十三年十月十八日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 群馬県伊勢崎市栄町九七日本中小企業政治連盟伊勢崎支部内 中島 芳蔵

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第七三三號と同じである。

第七五四號 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 静岡岡富土市柚木二九二株式会社富士青果食品市場仲買人組合内 飯野静一

第七五五號 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願(三通)

請願者 静岡岡富土郡福田町中島福田青果仲買人組合内 戸塚保外二名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第七三三號と同じである。

第七六〇號 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 東京都中野区鷺宮一ノ五〇三日本中小企業政治連盟中野支部内 西 見茂

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七三三號と同じである。

第七七六號 昭和三十三年十月二十日受理
小売商振興のための法律制定に關する請願

請願者 大分県玖珠郡九重町宝泉寺商工会内 佐藤文彦 彦外十六名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第七三三號と同じである。

第八一六號 昭和三十三年十月二十一日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願(五通)

請願者 鹿兒島市武町三〇九
竹ノ脇喜納外三百八十八
四名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八一七号 昭和三十三年十月二十
一日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 岡山県玉島市通町二ノ
四九五玉島地区中小企
業政治連盟内 西野一
雄

紹介議員 近藤 幹代君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八四八号 昭和三十三年十月二十
二日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 宮城県石巻市石巻裏町
四四ノ一協同組合石巻
商店会理事長 近藤三
朗

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八四九号 昭和三十三年十月二十
二日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 埼玉県川越市大工町
一、五〇〇協同組合川
越専門店会理事 笠
間恒一郎

紹介議員 大沢 雄一君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八五八号 昭和三十三年十月二十
二日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 福島県白河市中町六五
日本中小企業政治連盟
白河支部内 佐久間平
三郎

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八六八号 昭和三十三年十月二十
二日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡六一
五中政連藤岡支部内
中里波蔵

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第八九二号 昭和三十三年十月二十
三日受理

小売商振興のための法律制定に関する
請願

請願者 静岡県掛川市掛川四七
一ノ一日本中小企業政
治連盟掛川支部内
戸塚喜久松

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第七三四号と同じ
である。

第七四三号 昭和三十三年十月十八
日受理

百貨店の巨大化等規制強化に関する請
願

請願者 群馬県伊勢崎市栄町九
七伊勢崎商店連盟内
金井栄一外五十一名

紹介議員 伊能 芳雄君
百貨店の巨大化並びに百貨店傍系会社
の進出は、極めて多数の中小小売店に
悪影響を与え、小売業者は生業の安定
を見失うほどの脅威におびえている
が、これを規制しうる独禁法は過般の
独禁法改正審議会の答申に示された同
法の核心ともいふべき私的独占の定義
が緩和のそ上に置かれ、また百貨店法
上の不備は傍系会社に対する規制に欠
けているため、両法がそれぞれ第一
に掲げる目的と全く相反する結果を小
売業界に具現する公算が大きいため、
両法の規制の限界をさらに拡大強化
し、両法の最終の目的とする国民経済
発展の構想に健全なる中小小売商業と
して登場できるように措置せられたいと
の請願。

第七六九号 昭和三十三年十月二十
二日受理

百貨店の巨大化等規制強化に関する請
願(二十五通)

請願者 東京都文京区金助町五
二 山崎文蔵外五千三
百七名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じ
である。

第七四四号 昭和三十三年十月十八
日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 名古屋市中区下長者町
四ノ一七大同別珍株式

会社取締役社長 森川
典英

紹介議員 青柳 秀夫君
日中貿易の重要性にかんがみすみやか
にこれを再開し、かつ安定した取引を
発展させるため、(一)わが国政府が
調印したバンドン會議宣言にもとづ
き、中華人民共和国との国交正常化へ
の基本的態度を確立すること、(二)
第四次日中貿易協定に対し、完全な支
持と協力を与え、かつこれが実施のた
めのすみやかな具体的措置をとること
と、(三)長崎の中国国旗事件に対し
て善処し、今後再びこのような事態の
発生せぬよう万全の措置を講ずること
もに、中華人民共和国国旗に対しては
諸外国の国旗同様これを尊重すること
と、(四)台湾問題は中国の国内問題
であるとの立場を堅持し、中国自身の
自主的解決にまづこと等を実施するよ
う決議せられたいとの請願。

第八一八号 昭和三十三年十月二十
一日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 名古屋市南区立陽町三
ノ三株式会社太平製作
所内 峰谷喜三治

紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第七四四号と同じ
である。

第八一九号 昭和三十三年十月二十
一日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 名古屋市市中区島田町三
信友株式会社内 近藤
友右衛門
山本 米治君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じ
である。

第八二〇号 昭和三十三年十月二十
一日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 大分市西新町二大分県
味噌工業協同組合理事
長 篠田茂馬

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第七四四号と同じ
である。

第七七七号 昭和三十三年十月二十
一日受理

鉱業法改正等に関する請願

請願者 福岡県八幡市会議長
大坪純外一名

紹介議員 小柳 勇君
北九州八幡市地域における地下鉱物資
源の採掘に伴い発生する鉱害について
は、「鉱業と公益並びに他産業との調
整」の必要を痛感し、鉱業法改正等につ
き再三請願しているところであるが、
いまだ実現するにいたらず、また瀬
板貯水池地下採掘調査委員会の「瀬板
貯水池に関する報告書」、北九州水道
組合経営穴生浄水場関係の調査委員
会の報告書も単に仮定と幾多の前提条
件に基く採掘の可能を報告しているば
かりで、「鉱業と公益、他産業との調整」
に関しては何ら言及せず、事態がこ
のまま推移するときは北九州四市八十
万市民の日常生活の確保、重用諸産業
の保護育成等は、とうてい不可能であ
るばかりでなく、ますます混乱と壊滅
のみを急ぐこととなるから、「鉱業
と公益、他産業との調整」がすみやか
にできるより鉱業法の改正を進められ
るとともに特別緊急の措置を講ぜられ
たいとの請願。